



保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、 保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

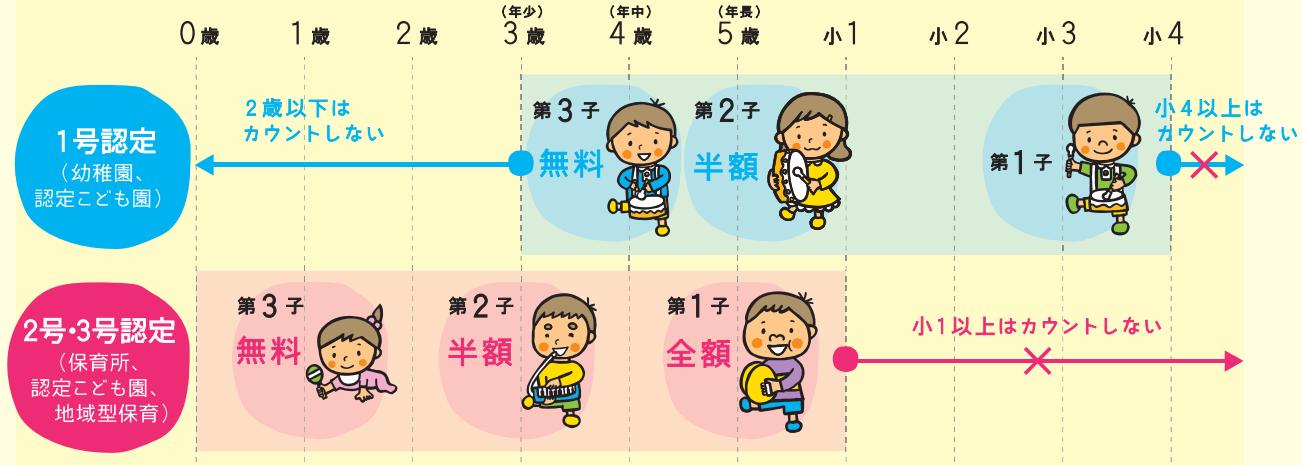
1 保育料は保護者の所得(市町村民税所得割課税額等)を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

<きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定(幼稚園、認定こども園)と2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)で多子計算のカウントの方法が異なります。



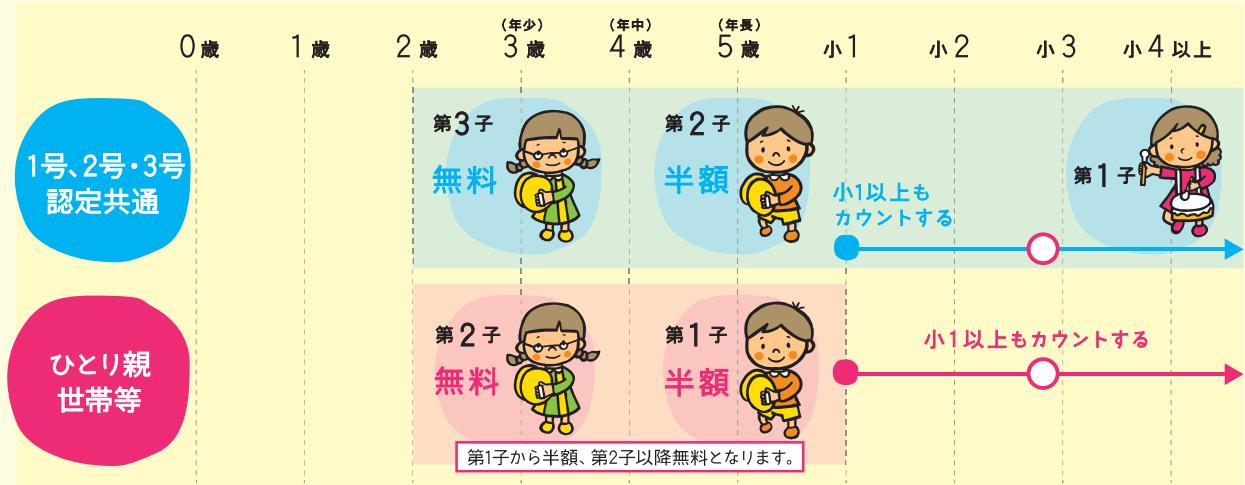
※きょうだいで通園する施設が異なる(認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳(1号認定)で幼稚園を利用、第3子が3歳(2号認定)で保育所を利用している場合

▶ 第2子: 小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

▶ 第3子: 小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

<年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭を対象に、
地域のニーズに応じた
様々な子育て支援を充実します。

利用者支援

- 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。

※詳細は11ページ

放課後児童クラブ

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようとしている取組みです。

※詳細は12ページ

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。
- 幼稚園で在園児を昼過ぎごろまでの教育時間終了後や、土曜日などに預かります。



病児保育

- 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かるところもあります。
- 保育中に具合の悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育するしくみもあります。

平成28年度創設

ファミリー・サポート・センター

- 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。



子育て短期支援

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かります。
- 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かります。

乳児家庭全戸訪問

- 生後4か月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

養育支援訪問

- 養育支援が特に必要なご家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、ご家庭の適切な養育の実施を確保します。

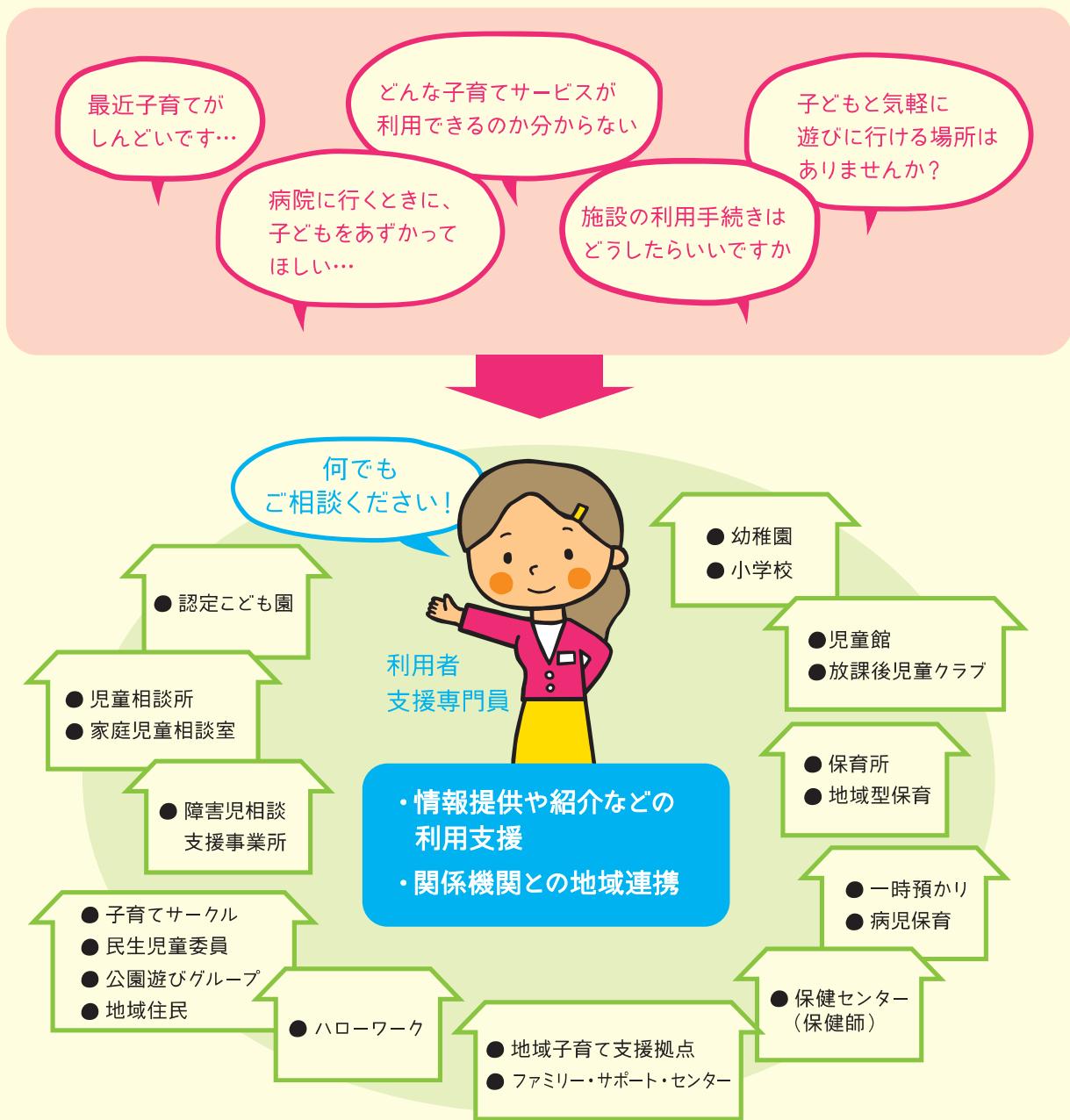
妊婦健康診査

- 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

●利用者支援

子育てに関する悩みや困りごとを解決するためのお手伝いをします。

- 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、利用者支援専門員が対応します。
- 子育て支援などの関係機関とのネットワークを構築し、地域の課題に応じて、必要な子育て支援事業や活動の開発をすすめ、子育てしやすい地域づくりを行います。



●放課後児童クラブ

小1の壁を打破し、待機児童の解消を目指します。

- 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができる取組みです。
- 「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、質の向上を図っています。
また、職員の待遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を目指します。
- 「放課後子ども総合プラン（平成26年7月31日策定）」に基づき、放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備を進めています。



放課後子ども総合プランの概要

小1の壁を打破します。

次代を担う人材を育成します。

放課後児童クラブの拡充

放課後子供教室^{*}
の充実

一体型*の放課後児童クラブ・
放課後子供教室を推進

*すべての児童を対象とした
学習支援・多様なプログラム

*同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

平成26年度から
平成31年度末までに
約30万人分を
新たに整備

全小学校区（約2万か所）で
一体的に、または連携して実施し、
うち1万か所以上を一体型で実施

[具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。]

よくある質問

Q 認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設とありますか、具体的に、どのように教育・保育がなされるのですか？

A 3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。この教育・保育は、小学校就学までの発達の連続性や生活リズムの多様性に配慮した内容です。



Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、新制度でも利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」としてご利用いただけます。利用料などは園におたずねください。

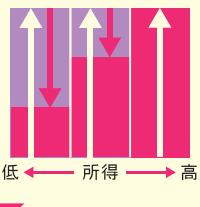


Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのでですか？

A 幼稚園では従来、園ごとに定める一律の保育料を支払ったあと、就園奨励費により所得に応じた支援が行われる仕組みでした。新制度では、保育料自体が、市町村ごとに定める所得に応じた負担額となります。なお、新制度に移行していない私立幼稚園を利用している場合は従来通りです。

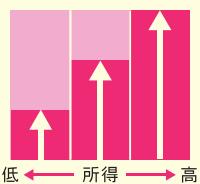
新制度導入前

一旦、園ごとに定める一律の保育料を支払った後、就園奨励費等でキャッシュバック



新制度導入以降

市町村ごとに定める所得に応じた保育料を支払う



Q 地域型保育を利用した場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A 0～2歳児を対象とする地域型保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。

地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。

なお、連携施設が設定されていないこともありますが、その場合は市町村が受入先を調整するなど支援を行います。また行き先がない場合には、特例として地域型保育を継続して利用することもできることとしています。



Q 保育所などの施設に預けずに、家庭で育児をしています。
どんな支援が受けられますか？

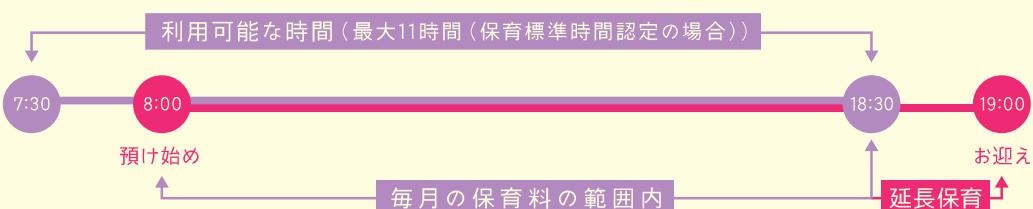
A 例えば、家庭での子育ての支援として、冠婚葬祭などの急な用事や短期のパート、リフレッシュしたい時などに利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。

Q 保育標準時間認定（最大11時間）を受けると、
子どもを預け始めた時間から最大で11時間は、
追加料金なしで子どもを預けることができますか。
また、11時間を超えて子どもを預けることはできるのでしょうか。

A 保育標準時間認定の場合、各施設・事業者が定める「通常保育を行っている時間帯」の範囲内であれば通勤・就労等に応じ、必要な範囲で最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで利用できるということではありません。施設が定めた通常保育時間を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長保育料を負担していただく必要があります（ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。

【例：通常保育を行っている時間帯を7時30分～18時30分までの11時間と設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。子どもを19時まで預ける場合、18:30～19:00は延長保育となります。】

※保育短時間認定（最大8時間）も同様です。



Q 待機児童問題は解消されるのですか？

A 新制度ではお住まいの市町村が、今は働いていないが保育所に入ることができるば働きに出たいというような潜在的なニーズを含め、地域の幼児教育・保育のニーズを基に「事業計画」を策定し、受け皿の確保を計画的に進めています。

国においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、市町村における保育所整備などの取組を支援することによって、平成25年度から29年度末までに約50万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。



詳しくはホームページで

すくすくジャパン

検索



SNSでも発信しています



シンボルマーク（表紙）について… 新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿は、絵本作家のぶみさんのイラスト。豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いが込められています。ぜひご活用ください。

お問い合わせ先

● 内閣府 子ども・子育て本部 Tel. 03-5253-2111(代表)